

平成 25 年度

中国残留邦人等支援に係る
全国担当者会議資料

(平成 25 年度事業の実施方針等)

平成 25 年 5 月 20 日 (月)、21 日 (火)

厚生労働省社会・援護局
援護企画課 中国残留邦人等支援室

目 次

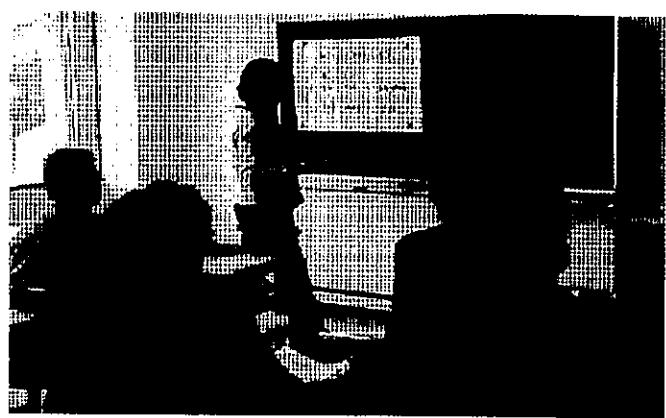
1 平成25年度事業の実施方針等	
○ 平成25年度地域生活支援事業の実施方針等.....	1
○ 平成25年度支援給付・支援給付施行事務監査の実施方針等.....	9
2 各自治体における地域生活支援事業の取組み	
○ 東京都江東区.....	19
○ 札幌市.....	23
○ 秋田県.....	35
○ 神奈川県.....	38
3 中国帰国者定着促進センターの取り組み.....	39
4 中国帰国者支援・交流センター（首都圏センター）からの報告.....	46
5 中国残留邦人等支援団体が実施する支援事業 (公益財団法人 中国残留孤児援護基金)	49
6 質 疑	
○ 支援給付受給者の自宅敷地の崩落に対する対応（熊本県）.....	52
○ 生活保護法の生活扶助基準等の見直しに伴う支援給付の状況（札幌市）....	53
○ 自立支援通訳及び自立指導員の報償費単価の根拠等（神戸市）	54
7 その他（引揚者等援護事務委託費について）	55

平成25年度地域生活支援事業の 実施方針等

～地域生活支援事業について～

～本日のメニュー～

- 1 中国残留邦人等の高齢化への対応について
- 2 中国帰国者支援・交流センターでの自立研修事業の実施
- 3 支援・相談員と自立支援通訳等との役割分担
- 4 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催



はじめに

- ・介護保険を利用したいけど、使い方がよく分からない。
- ・現在、公営住宅の高層階に住んでいるが、足腰が弱くなつたので、バリアフリー化された公営住宅に住み替えたい。

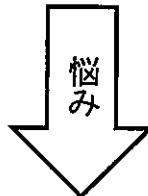


中国残留邦人Aさん

- ・中国残留邦人等を支援したいけど、介護保険制度についてうまく説明できない。
- ・介護保険制度は分かるけど、中国残留邦人等の特別な事情がよく分からない。



介護従事者Bさん
(支援通訳Cさん)



どのような支援が考えられますか？

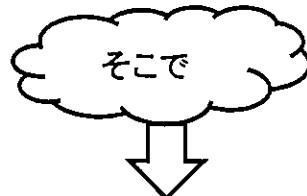
1 中国残留邦人等の高齢化への対応について

(1) 地域生活支援事業の活用

中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え高齢化し、介護サービスを利用する機会が増加。



セーフティネット補助事業には、高齢化に対応する具体的なメニューがないため、対応しづらい。



セーフティネット補助事業で実行可能な、高齢化対策に関する具体的な取組について推奨・周知(平成25年3月29日付社援支発0329第1号)。

(推奨する取組例)

①介護に関する研修会の実施

- ・関係機関が実施する介護に関する研修会等に実施主体職員が参加し、中国残留邦人等への理解、支援策の説明を行う。
- ・自立支援通訳、自立指導員等に対して介護保険制度の理解を深める研修会等を行う。
- ・自立支援通訳等に介護の現場を理解してもらうため、介護施設等を訪問し、施設や職員との情報共有、連携を図る。
- ・民間団体等が実施する介護に関する研修会等に自立支援通訳等が参加し、介護分野に関する資質向上を図る。

※従来から介護に関する研修会の実施は可能だったが、具体的に推奨する取組として示したもの。



中国残留邦人等を支援する側が介護に関する必要な知識、情報を得ることで中国残留邦人等に対して適切な支援が行える。

(具体例)

- ・介護支援通訳養成講座の実施
- ・都道府県等主催の介護部局向け初任者研修への参加
- ・介護施設の見学
- など

②介護保険制度利用時の通訳等支援の強化

→中国残留邦人等が介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合の通訳等支援を更に推進し、介護サービス等の利用に対する不安解消を図る。

※介護保険制度を利用する前の制度説明を行う際の通訳派遣も可能。



中国残留邦人等の介護保険制度に関する理解が深まることで制度利用につながるという期待が高まる。

(具体例)

- ・中国残留邦人等とのやりとりの中で介護保険制度に興味を示す者に対して、パンフレット等を利用した制度説明
- ・介護保険担当部局が地域住民を対象とした制度説明会開催時の通訳派遣
- ・デイサービスなどの介護サービスを利用する前の施設見学時の通訳派遣
- など

③2世3世に対する介護関連の資格取得支援

→同行帰国した2世3世が介護分野での就労を希望した場合に教育訓練給付金を支給することにより、介護分野での支援者拡大を図る。

※従来からメニューにあったが、より具体化することで利用しやすくした。
（「就労に役立つ資格取得支援」を活用）



中国残留邦人等2世3世が介護分野の資格を取得することで、中国残留邦人等への支援につながる。

（具体例）

- ・介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員等への資格取得の場合、受講料・受験料の支給が可能

（2）介護情報提供事業の実施

高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう各自治体で行われている研修会等の企画に際して中国帰国者定着促進センターにおいて情報提供を行うほか、介護支援の教材開発、人材情報のデータベース化等を行う。

（事業内容）

①介護研修相談員（仮称）の配置

セーフティネット補助事業において、介護に関する研修会を実施する際、より効果的な研修会を行うため、中国帰国者定着促進センターが介護研修相談員を選任（委嘱）し、主要地域に配置し、各自治体で行われる介護関係研修会等に対して、実施内容の相談・助言を行う。

②教材開発

研修会で使用する中国残留邦人等支援者向けの介護保険の内容、介護用語等の説明資料及び介護従事者向けの中国残留邦人等の特殊事情や生活習慣・食事等の違い、簡単な中国語、ロシア語に関する教材を中国帰国者定着促進センターにおいて教材作成委員により日本語と中国語、ロシア語で作成する。

③人材情報データベース等

各自治体で行われる介護関係研修へ派遣される講師等についてデータベース化を行う。また、各自治体からの要望に応じて、研修内容、場所等の条件にあった講師を紹介する。

○ 研修(教材)内容(予定)

①介護従事者向け

- ・残留を余儀なくされた特殊事情
- ・帰国者への援護施策
- ・一般的な帰国者の生活習慣(食事を含む)
- ・生活習慣の違いからくる効果的な介護方法(回想法に用いる用具等)
- ・簡易な中国語・ロシア語

②中国残留邦人等支援者向け

- ・介護保険制度の解説
- ・介護保険用語の解説
- ・介護申請から介護サービス受諾までの流れ
- ・介護実務、介護予防実務、心のケア講習

③共通

- ・介護従事中に発生した事案とその解決例
- ・介護従事者与中国残留邦人等支援者(行政・民間)との連携例

(3)バリアフリー化された公営住宅への住替え需要への対応

中国残留邦人等の高齢化に伴い、持病の悪化、身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。



住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化や個々の置かれた状況等を勘案して、公営住宅管理部局と連携を図って優先的に住替え出来るように配慮願いたい。

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付
国住備第143号各都道府県公営住宅管理担当部長宛国土交通省住宅局住宅
総合整備課長通知)

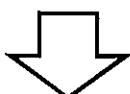
中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

2 中国帰国者支援・交流センターでの自立研修事業の実施

最大20箇所設置していた中国帰国者自立研修センターは、平成24年度まで東京都と大阪府に設置されていた。



近年は居住希望地が分散傾向にあり、東京都や大阪府以外の地域に居住するケースが増加。



東京と大阪の中国帰国者自立研修センターを閉所し、広域的に居住する帰国者がより多く研修を受講できるよう、平成25年度より、自立研修センターの機能を必要に応じて中国帰国者支援・交流センターに移行し、自立研修事業を実施することにより、定着直後の学習・指導機能を維持する。

※平成25年度は北海道と首都圏の支援・交流センターにて実施している。

自立研修事業の実施

従来の支援体制

中国帰国者定着促進センター(所沢)

帰国後6ヶ月、
入所
・日本語教育
・生活指導
・職業指導

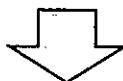
中国帰国者自立研修センター
〔委託先：東京都、大阪府〕

定着後8ヶ月、通所
・日本語指導
・生活指導
・就労相談、指導

地域生活支援事業
〔都道府県、市区町村〕補助金
永続的利用
・ネットワーク事業・日本語教育・通訳等派遣
・プログラム事業

中国帰国者支援・交流センター
〔委託先：民間団体(7カ所：北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)〕

永続的利用、通所
・日本語学習・地域生活支援推進事業・生活相談
・普及啓発・情報提供
・職業相談
・地域支援・交流事業
〔職業安定局所管〕



見直し後の支援体制

中国帰国者定着促進センター(所沢)

帰国後6ヶ月、
入所
・日本語教育
・生活指導
・職業指導

中国帰国者支援・交流センター
〔委託先：民間団体(7カ所：北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)〕

自立研修事業
〔委託先：7箇所のうち必要なセンター〕
定着後8ヶ月、通所
・日本語指導
・生活指導
・就労相談、指導
(他団体への再委託可)

永続的利用、通所
・日本語学習・地域生活支援推進事業
・生活相談・普及啓発
・地域支援・情報提供
・職業相談
〔職業安定局所管〕

地域生活支援事業
〔都道府県、市区町村〕補助金
永続的利用
・ネットワーク事業・日本語教育・通訳等派遣・プログラム事業

3 支援・相談員と自立支援通訳等との役割分担

<支援・相談員の役割>

支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うとともに、安心した生活が送れるよう支援するなど、重要な役割を果たしている。

(主な業務)

- ・中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員の補助業務
- ・支援給付受給世帯に対する家庭訪問

<自立支援通訳の役割>

自立支援通訳は中国残留邦人等の医療機関受診時、公共機関のサービス利用時などの通訳を行っており、地域社会で生活していく上で重要な役割を担っている。

(主な業務)

- ・医療機関で受診する場合の通訳
- ・関係行政機関から援助を受ける場合の通訳

<支援・相談員及び自立支援通訳の配置状況(平成24年度)>

(単位:自治体)

支援・相談員	自立支援 通訳	内数			
		両方を配置	相談員のみ	通訳のみ	
都道府県	47	24	24	23	0
政令市・中核市	59	31	31	28	0
一般市	177	58	44	133	14
合計	283	113	99	184	14

支援・相談員業務実施状況報告書によると、支援・相談員業務が通訳業務に携わる割合が全体の約2割強となっている。

※支援・相談員配置経費:都道府県事務委託費にて支出

自立支援通訳等派遣経費:セーフティネット補助事業にて支出



両事業の経費の執行状況において、委託費に余裕がなく、補助金に余裕がある状況となっているため、補助金事業の自立支援通訳等派遣事業の促進に努めていただきたい。

<支援・相談員の業務別活動内容(全自治体分合計)>

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3カ年平均
支援給付業務	64%	67%	69%	67%
自立指導業務	9%	11%	9%	9%
通訳業務	27%	22%	22%	24%

平成24年度までは、国で示している参考単価は、

支援・相談員:9,360円

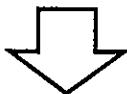
自立支援通訳:6,500円

自立指導員:7,200円

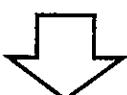
※各自治体の規程に基づき報償等の単価設定が可能。



自立支援通訳、自立指導員の業務内容の重要性、支援・相談員との均衡を考慮。



平成25年度より、いずれも9,360円に統一。



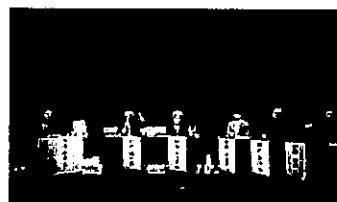
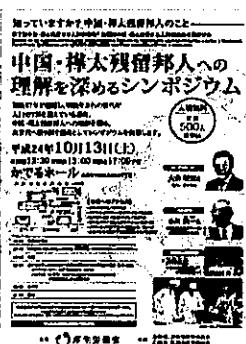
支援・相談員に通訳業務が集中しないよう、また、今後の中国残留邦人等の高齢化による介護及び医療に関する通訳派遣の増加を考慮し、自立支援通訳の更なる配置、活用について、積極的にご検討いただきたい。

4 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催

中国残留邦人等が経験した労苦について広く世代を超えて知っていただく機会として平成20年度から「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成25年度は、平成26年2月8日(土)に宮城県仙台市での開催を予定しているので、開催の際には周知など協力願いたい。

平成24年度シンポジウム(北海道札幌市)



平成25年度

支援給付・支援給付施行事務監査 の実施方針等

～本日のメニュー～

＜支援給付の実施方針等＞

- 1 高齢化への対応について
- 2 生活扶助基準の見直しへの対応について
- 3 年金額等の引下げに伴う留意点について
- 4 電子レセプトを活用したレセプト点検について
- 5 後発医薬品の一層の周知について

＜支援給付施行事務監査の実施方針等＞

- 1 これまでの取り組み
- 2 平成25年度の主な取り組み
- 3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について
- 4 厚生労働省が実施する監査について

支援給付の実施方針等

1 高齢化への対応について

支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、

- ① 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- ② 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか。
- ③ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用が図られているか。
- ④ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。

といった視点で定着後の生活支援を実施するようお願いする。

2 生活扶助基準の見直しへの対応について

- ① 生活扶助基準の見直しが平成25年8月に実施されることになっており、これに伴い当該基準を用いて算出される支援給付費の額も変更されることとなる。

上記以外については、支援給付制度の独自運用の取扱いにおいて変更はなく、その実施に当たっては、従来どおり柔軟な取扱いをすることとしている。

- ② 平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果に基づく年齢・世帯人員・地域差による影響の調整や前回（平成20年）の見直し以降の物価動向を踏まえた生活扶助基準の額が見直され、また、各種加算及び期末一時扶助についても物価動向を勘案し見直されることとなっている。なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減額が±10%を超えないよう調整され、平成25年8月から3年程度の経過措置を設け、見直しを段階的に行うこととしている（期末一時扶助を除く）。

- ③ 一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）及び生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

- ④ 一時扶助、住宅扶助、出産扶助及び生業扶助の改定についても平成25年8月から実施することとしている。

- ⑤ 特に、生活扶助基準の見直しを実施することとしている平成25年8月の支援給付費の支給については、支給額が変更することについて、厚生労働省告示第174号（平成25年5月16日）、厚生労働省事務次官通知「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日厚生労働省社援0516第

2号)、が発出されているところであるので、別紙に示す参考例を活用するなどして、6月の収入申告書の提出時等事前に支援給付受給者に説明しておくなど、懇切丁寧に行うよう願いたい。

3 年金額等の引下げに伴う留意点について

現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている（特例水準）。

平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

(参考)解消のスケジュールと年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年 4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年 4月～ (▲1.0%)	64,200円 (▲675円)
平成27年 4月～ (▲0.5%)	63,866円 (▲334円)

※ 3年間物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもので、物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

平成25年10月から老齢基礎年金の支給額が1.0%引き下がることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成25年12月支給分から引き下げされることから、次の点に留意願いたい。

- ① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

4 電子レセプトを活用したレセプト点検について

平成23年度より全国で運用している電子レセプトシステムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可

能である。

平成24年10月には電子レセプトシステムの改修により、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化が行われている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、平成25年3月にも、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化が行われることになっており、電子レセプトにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療支援給付の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、各地方自治体におかれでは、積極的に電子レセプトシステムを活用し、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

5 後発医薬品の一層の周知について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。

医療支援給付においても、支援給付費の全体の約半分を占めているところであり、後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある。

「後発医薬品のしおり」を平成24年3月末に送付しているところであるので、支援給付の実施機関から支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めるよう同しおりを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

支援給付を受けているみなさまへ

平成25年8月から 支援給付の額が見直されます

○ 支援給付は、法律(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」)により、中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の置かれた特別の事情にかんがみ、①まずは老齢基礎年金を満額支給する措置を行い、②加えて、その年金収入を補う給付を行うという考え方で、生活保護の基準(国が地域ごとに定めた「生活費の基準」)の例により実施しています。

○ 上記の「生活費の基準」は、8月に見直されます。

○ 平成25年8月から、みなさまが受ける支援給付の額は、見直し後の「生活費の基準」を用いて算定されます。

○ なお、支援給付制度の独自の取扱い(ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額まで収入として認定されない等)について変更はありません。

○ 実施にあたっては、今後も中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の特別な事情に配慮して懇切丁寧に行います。

○ 支援給付を受けているみなさまには、「生活費の基準」の見直しに基づいて、実施機関において、みなさまごとに支援給付の額を算定した上で、見直し後の支援給付の額をお知らせする予定です。
(くわしいことは支援給付の実施機関及び支援・相談員におたずねください。)

平成25年 月 ○○福祉事務所

住 所:

電話番号:

担 当:

致：领取支援给付者各位

将于2013年（平成25年）8月 修改支援给付额

○ 支援给付根据法律（“有关促进遗华日本人等顺利回国及支援回国定居后自立的法律”），鉴于遗华日本人与遗桦太日本人所处的特殊情况，采取首先支付满额老龄基础年金，然后再补充年金收入的方针，按照国家所规定各地区“生活费基准”上的生活保护基准进行实施。

○ 对上述“生活费基准”，政府将于8月份进行修改。

○ 从2013年(平成25年)8月以后，支援给付额将根据修改后的“生活费基准”计算。

○ 另外，支援给付制度特别的运用（比如不将满额老龄基础年金作为收入认定等）并没有修改。

○ 今后也将考虑到遗华日本人、遗桦太日本人各位的特殊情况，殷勤相应地实施支援给付制度。

○ 有关新的支援给付额，将由实施机关根据修改后的“生活费基准”重新计算后，再通知各位。

（详情请向支援给付实施机关或支援咨询员咨询。）

○○福祉事务所

地址：

电话：

负责人：

2013(平成25)年 月

支援給付実行事務監査の実施方針等

1 これまでの取り組み

厚生労働省では平成21年より、実地監査を実施し、4年かけて、すべての都道府県・指定都市本庁を1巡した。

67都道府県・指定都市本庁 74実施機関

(実地監査の対象とならなかった道府県・指定都市本庁に対しては毎年書面監査を実施した。)

ケース検討数は、累計930ケース、指導指示率69.7%であったく厚生労働省のケース検討結果の指導指示状況(平成21~24年度実施分)参照>。

2 平成25年度の主な取り組み

(1)都道府県・指定都市本庁が行う実地監査

都道府県・指定都市本庁:4年かけて管内の実施機関を1巡するスケジュールで、実地監査を行うことになっている(実施機関:4年に1度監査が行われることになる)。

☆2巡目においても実地での監査の確実な実施が必要である。平成25年度は、実地監査の2巡目の初年度であり、本庁においても、引き続き、管内の実施機関に対し計画的に実地による支援給付実行事務監査を行い、それ以外のところは書面監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

(2)厚生労働省による監査を踏まえた対応

平成24年度に厚生労働省が実施した監査では、以下の事例が多く認められた。
同様の問題があると認められる実施機関に対し、適切な指導をお願いしたい。

- ・ 収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されていない事例
(特に、収入申告書の企業年金の申告漏れの事例が散見された)

→収入申告について収入申告書の定期的(毎年6月)な徴取を徹底し、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。

- ・ 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例

→家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも1年に1回以上訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)するよう助言指導願いたい。

- ・ 障害者自立支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例

→年金、障害者自立支援給付等、他法他施策の活用について、特に配偶者の年金受給権等の確認及び人工透析等に係る更生医療や精神通院医療等の優先活用など指導願いたい。

- ・ 海外渡航の不適切な事例

- ① 海外渡航について記録していない
- ② 海外渡航の目的や期間を確認していない
- ③ 2ヶ月超の海外渡航の適否について、組織的に検討されていない

→海外渡航について、事前の届出(電話連絡可)、渡航目的や期間の記録がされているか、2ヶ月超の海外渡航の適否について、担当者だけでなく実施機関で組織的に検討されているかに着目し、指導願いたい。

上記は、ほぼ毎年度、指摘されている事項であり、特に海外渡航などについて不適切な取扱いがなされると支援給付制度への信頼がゆらぐこととなるため、適時適切な助言指導が重要と考えている。

3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

平成25年度における監査について

<「昨今の厳しい財政状況」と「支援給付施行事務監査の重要な役割」>

→厳しい財政状況で支援給付施行事務がより適正に実施されるよう徹底する必要性が高まる

→よって本庁の各実施機関に対する指導監査の重要性が従前に増して高くなっている

→実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するのが実地監査の役割である

<「支援給付制度の特色」と「組織的な対応の重要性」>

→支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている

しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどが着眼点となる

→幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うことが必要となる

<「実地での監査のための計画策定」>

→平成25年度においては、4年で1巡することになっている実地監査の2巡目の初年度であるため、4年間で管内の実施機関すべてを一巡できる実地監査計画を策定願いたい

4 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成25年度における監査計画等

◎ 実地監査

平成25年度の実地監査は、以下の18の都府県市を予定している。

【実地監査対象地】 秋田県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、鹿児島県、浜松市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市

各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域でのバランス等を勘案した上で、調整等を行い、実地監査に入る実施機関・日程等を決定しお知らせしたので該当の県市は協力願いたい。

○ 書面監査

平成25年度の書面監査は、上記以外の実地監査の対象とならなかつたすべての道府県市に対して実施する。

方法等は例年と同様である。

(2) 監査関係提出資料等

都道府県・指定都市が実施した監査結果報告－平成25年5月末提出

支援給付施行事務監査資料－実地監査対象地は監査日2週間前提出
－書面監査対象地は決定し次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

※ 支援給付施行事務監査資料については、引き続き、提出前の形式・内容チェックについてもお願いする。

厚生労働省のケース検討結果の指導指示状況(平成21~24年度実施分)

1 総表

	検討数 A (B+C)	検討結果									
		問題の ないケース B	指 導 指 示 数 C	指 導 指 示 率 C/A	指導・指示内訳						
					文 書 指 示		口 頭 指 導			ケース数 D	指 示 率 D/A
21年度	147	53	94	63.9%	57	38.8%	37	25.2%			
22年度	288	82	206	71.5%	134	46.5%	72	25.0%			
23年度	237	84	153	64.6%	103	43.5%	50	21.1%			
24年度	258	63	195	75.6%	127	49.2%	88	34.1%			
合計	930	282	648	69.7%	421	45.3%	247	26.6%			

2 指導・指示事項別内訳

ケース検討数	ア資産の把握	1 資産		2 他法他施策			4 最低費		5 収入認定			6		7 病状把握		8 指導指示等		9		10		
		イ資産活用	扶養	ウ自立支援法第58条	工福祉各法	才社会保険	力その他	キ経常的最低生活費	ク加算	ケ臨時の最低生活費	コ収入申告書	サ内容検討	シ控除	スその他	支援給付の決定	セ療養指導の要否	ソその他	タ療養指導	チ検診命令	ツその他	生活実態	関係機関との連携
文書指示	21年度	147	4	2	6	0	1	1	0	8	2	0	3	15	0	1	7	0	4	1	0	0
	22年度	288	30	1	5	10	1	0	2	11	11	1	24	15	2	4	40	0	10	0	0	36
	23年度	237	18	1	9	4	1	1	1	6	2	0	6	15	4	1	38	4	6	0	0	23
	24年度	258	28	0	1	15	1	2	1	18	3	1	16	20	2	4	31	9	6	1	0	1
	計	930	80	4	21	29	4	4	4	43	18	2	49	65	8	10	116	13	26	2	0	1
口答指示	21年度	147	2	0	21	1	2	0	1	2	1	3	10	12	0	1	23	2	1	0	0	3
	22年度	288	43	0	16	10	3	0	4	12	5	1	20	6	2	3	44	3	21	1	0	0
	23年度	237	50	2	17	1	1	1	0	15	1	1	6	9	12	1	14	1	2	0	0	1
	24年度	258	80	0	23	0	1	1	0	1	0	4	15	9	11	2	20	2	0	2	0	18
	計	930	175	2	77	12	7	2	5	30	7	9	51	36	25	7	101	8	24	3	0	4
合 計		930	255	6	98	41	11	6	9	73	25	11	100	101	33	17	217	21	50	5	0	5

江東区の中国残留邦人地域生活支援事業について ～交流センターを中心とした生活支援～

1. 江東区について

東京都の東部

区の西側地区 深川 保護第一課 支援給付担当 1、支援相談員 1

東側地区 城東 保護第二課 支援給付担当 1、支援相談員 1

2. 対象者

①支援給付受給者 (H25.3月末現在) ※1世とその配偶者

154世帯 238人

(一課 100世帯156人、二課 54世帯82人)

②対象となる2世、3世の実数は把握できていない。今年度中に支援給付受給世帯にアンケートを取り、その中で可能な限り2世、3世の実態把握をする予定。

3. 実施場所

・江東区中国残留邦人地域交流センター（旧東砂出張所サービスセンターを活用）

2階建、1階事務室、談話室（フリースペース）、2階事業スペース（元会議室）

・その他区内区民館

（深川地区在住者向けに日本語教室を開催。区民館は公共利用で使用料免除）

4. 実施事業の概要

①相談業務の実施

交流センターに配置した非常勤職員による日常生活上の相談業務の実施。

②自立支援通訳員派遣事業

官公庁等公共機関での手続きや、病院への通院の際に同行する自立支援通訳員を派遣。通訳員は自宅待機で、利用者から通訳の依頼があった時は交流センター職員の調整により派遣される。

③日本語教室の開催

実力に応じてクラス分けした複数の日本語教室を実施。25年度は初級、中級、会話。

④交流事業

月1回の交流会、年1回の交流行事（新年会）、卓球クラブ、太極拳教室を開催。その他、故事教室、ダンス教室を持ち込み企画をもとに実施。

⑤地域行事への参加

こうとう区民まつり参加。パネル展示、中国茶飲み比べ、太極拳・秧歌披露

⑥社会見学

3月に神奈川県の三溪園見学・津久井浜農業公園でいちご狩り。参加43人。

5. 交流センター開設時間

月曜日から金曜日 10時から16時（職員の勤務時間は9時から17時）

交流センターの週間事業予定

	月	火	水	木	金
午前	卓球クラブ		自主企画（中高年健康ダンス）	自主企画（故事教室・隔週開催）	卓球クラブ
午後	交流会 (月一回)	太極拳教室	日本語教室初級 (交流センター)	日本語教室中級 (交流センター) 日本語教室会話 (区民館)	日本語教室初級 (区民館)

6. 交流センター事業の沿革

平成20年4月 1日 中国残留邦人生活支援給付 開始

地域生活支援事業は20年度秋から事業開始を目指し準備。社会福祉法人に委託し、10月から区民館を借りて週1回生活・就労・健康相談等事業を行う。

平成21年4月 1日 江東区中国残留邦人地域交流センター開設。社会福祉法人に委託し、交流センター運営開始。区民館で行っていた事業を交流センターで行うようになる。

平成23年3月11日 東日本大震災 これ以降5月初めまで、交流事業等を中止する。

平成23年4月 1日 社会福祉法人の委託を3月で終了し、非常勤職員を配置。

7. 24年度利用実績

- ・日本語教室 3クラス 129回
- ・自立支援通訳派遣 262件
- ・交流会 12回（月1回、1月は新年会）
- ・来所相談 120件
- ・電話相談 197件

平成25年3月28日

中国残留邦人等の皆様へ

1. 次回の交流会

場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
時間 4月22日(月) 午後2時～3時30分
5月からの交流会で何をするか相談します。
皆様の参加をお待ちしています。

2. 故事会

4月の中国故事を物語る会は以下のとおりです。
日時 4月 4日(木) 午前10時～11時45分
18日(木) 午前10時～11時45分
場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
講師 ○○ ○○氏
あらかじめ地域交流センターに、電話などで参加希望の連絡をされたうえで、ご来場ください。

3. 中高年健康ダンス

4月の中高年健康ダンスは以下の予定で行います。
日 nich 3日、10日、24日の各水曜日です。
時間 午前10時～11時50分
場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
講師 △△ △△氏
あらかじめ地域交流センターに、電話などで参加希望の連絡をされたうえで、ご来場ください。

4. 都営住宅の収入認定通知書兼使用料決定通知書について

2月下旬にJJKK(住宅供給公社)から、都営住宅にお住いの方に、25年4月以降の住宅使用料の決定通知が届いています。支援給付の決定に必要ですので、保護第一課または保護第二課の担当まで、お持ちください。

お問い合わせ先

江東区中国残留邦人地域交流センター
〒136-0074 江東区東砂2-3-6
電話：03-5632-1310

平成 25 年 3 月 28 日

致各位中国残留邦人等

1. 下次的交流会

地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
时 间 4月 22 日 (星期一) 下午 2 点 ~ 3 点 30 分
商谈从 5 月开始，交流会中所要做的事情。
期待各位的与会光临。

2. 故事会

四月的中国故事会的时间如下：

日 期 4月 4 日 (星期四) 上午 10 点 ~ 11 点 45 分
18 日 (星期四) 上午 10 点 ~ 11 点 45 分
地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
讲 师 先生

请事先打电话与交流中心联络之后到场参加。

3. 中老年健康舞蹈

四月的中老年健康舞蹈预定如下

日 期 3 日, 10 日, 24 日的各星期三
时 间 上午 10 点 ~ 11 点 50 分
地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
讲 师 女士

请事先打电话与交流中心联络之后到场参加。

4. 关于都营住宅收入认定通知书兼使用费决定通知书

在二月下旬时，JKK (住宅供给公社) 已将 25 年 4 月以后的住宅使用费的决定通知书，邮寄给居住于都营住宅的各位。这是决定支援补贴所需要的资料，请将通知书送交到保护第一课或保护第二课的担当主管处。

询问处

江东区中国残留邦人地域交流中心

〒136-0074 江東区東砂2-3-6

電話：03-5632-1310

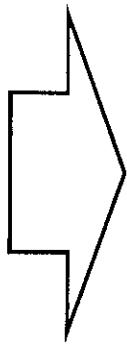
中国残留邦人等を対象とした 行政施策説明会について

札幌市における地域生活支援事業の取組

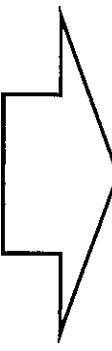
札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課

実施に至る経緯

- ▶ 支援給付など行政の各種制度が複雑でわざりづらい
- ▶ 通知等の文書だけではわざりづらい
- ▶ 日頃から不安や疑問を抱えているが相談する機会が少ない



直接、市の担当者からの話が聞ける場を要望する声



「行政施策説明会」を実施（平成22年度へ）

説明会の概要①

- 参加者
 - 中国・樺太からの帰国者並びに2世・3世世帯
 - 保健福祉局総務課職員
(生活支援給付、地域生活支援事業担当者等)
 - 通訳(中国帰国者生活相談室職員、自立支援通訳)
- 会場は、東区・厚別区・手稲区の区民センター

説明会の概要②

- 説明内容
 - 一世世帯との同居について
 - 支援給付制度について
 - 支援給付の基準額、葬儀費用、介護保険料の代理納付等について
 - 介護サービスを利用するまでの流れ、受けられるサービスの種類
- 経費【平成25年度予算：9千円（ただし通訳謝礼除く）】
 - 会場借上料、通訳謝礼、説明会資料作成費（需用費）

説明会開催事務スケジュール (平成24年1月)

► 日程決定（平成25年1月28日～2月13日）

► 区民センターの会場確保

► 通訳の日程確保

► 説明内容の概要決定

説明会開催事務スケジュール (平成24年12月)

- ▶ 説明会開催起案、決裁
- ▶ 支援給付受給世帯、中国帰国者生活支援相談室等(に案内送付)
- ▶ 説明内容原稿、配布資料を作成・決定し翻訳を依頼 (12/25)
 - 中国語翻訳⇒中国帰国者生活支援相談室
 - ロシア語翻訳⇒北海道帰国者支援・交流センター

説明会開催事務スケジュール (平成25年1月～2月)

- ▶ 説明原稿を通訳に送付（1/21）
- ▶ 説明資料の印刷（100部）、会場設営準備（看板等の作成）
- ▶ 説明会場の設営、説明会実施

平成24年度中国・樺太からの 帰国者等向け行政施策説明会次第

- 1 はじめに
- 2 支援策の概要
- 3 支援給付制度について
 - (1) 支援給付の基準額について
 - (2) 介護保険料について
 - (3) 葬儀費用について
- 4 介護保険制度について
 - (1) 介護サービスを利用するまでの流れ
 - (2) 受けられるサービスの種類
- 5 質疑応答

説明会の配布資料① (支援給付)

最低生活費(支援給付の基準額)について

最低生活費は、健康で文化的な生活を送るために、最低限必要な生活費の金額のことです。厚生労働省が金額を決定しており、支援給付も生活保護も、この最低生活費に基づいて計算されています。

最低生活費		
1類 (食費・洋服代など)	2類 (電気代・水道代など)	住宅支援給付 (家賃)

■1類の金額

年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

■2類の金額

世帯の 人数	基準額	冬季加算
1人	41,480 円	23,250 円
2人	45,910 円	30,110 円

■家族の人数によって金額が変わります。

また、11月から3月にかけて、「冬季加算」が上乗せされます。

■2類の金額

家庭 人数	基準額	冬季追加 額
1人	41,480 円	23,250 円
2人	45,910 円	30,110 円

■住宅支援給付

世帯の 人数	上限額	最高限額
1人	~36,000 円	~36,000 日元
2人～6人	~46,000 円	~46,000 日元

关于最低生活費(支援給付の基準額) :

最低生活費是为了维持健康的文化生活所必须的最低限度的必要生活费用。这个最低生活费的金额是由厚生劳动者决定的，所以支援给付金或生活保护费都是按照这个最低生活费为基准而计算的。

最低生活費

1類 (衣食等費用)	2类 (水电燃气等費用)	住宅支援給付 (房租)
---------------	-----------------	----------------

■1類の金額

年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

■2類の金額

家庭 人数	基準額	冬季追加 額
1人	41,480 円	23,250 円
2人	45,910 円	30,110 円

■3類の金額

年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

■4類の金額

年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

日本語版

中国語版

説明会の配布資料②-1(介護サービス)

サービスを利用するためには、手続きが必要です。

日常生活に介護や支援が必要になつたら

区役所や介護支援専門員などへ相談を
サービス利用について
介護支援専門員が
お手伝いします。

(予約)サービスを利用します

出走結果が届きます

馬券申請なら10日以内に、購入馬券の結果が郵便で届けられます。馬券申請用紙に馬券番号と購入店名を記入してお送りください。

（例）12月角馬券を購入された方へ

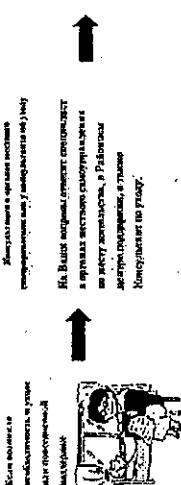
なれば、必ず当社（エリビス）と購入された方へ馬券を発送する旨の連絡が、購入店のカービスへ送付されます。購入店のカービスは、馬券を購入した生活料金を支払う場合、馬券が行方不明となってしまった場合、馬券が買取らなかった場合など、各種の理由で、お問い合わせの際には、ご連絡ください。

日本語版

説明会の配布資料②—2(介護サービス)

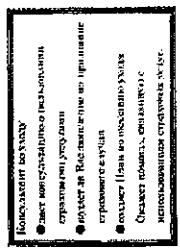
Чтобы воспользоваться страховыми услугами

необходимы такие формальности



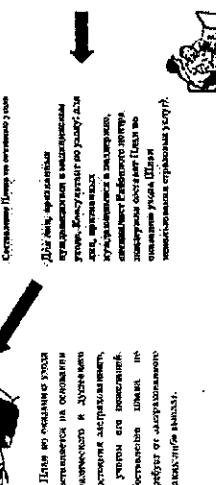
Прием в медицинском учреждении
Ваше медицинское учреждение
Медицинский персонал
Номер телефона

Ваше медицинское учреждение
входит в сеть страхования в Германии
и имеет право на прием.
Документы на руки!

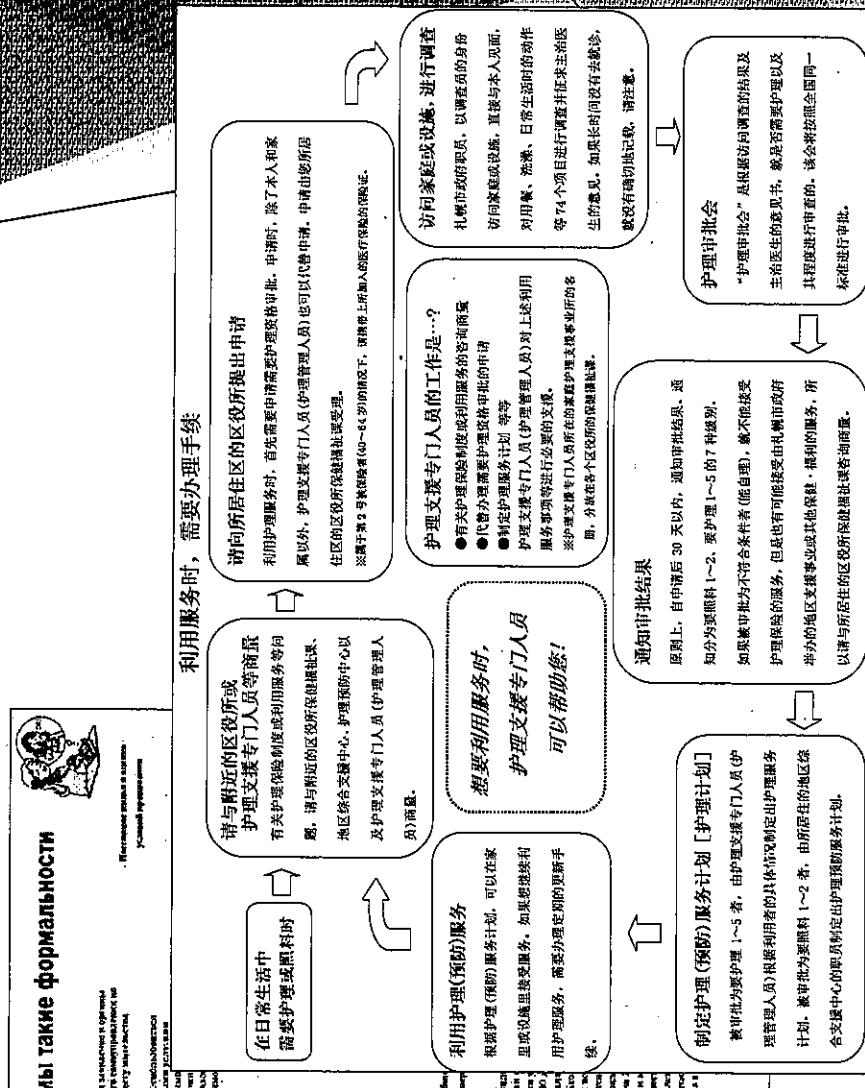


Прием в медицинском учреждении
запись к врачу по телефону
запись к врачу по телефону
Срок приема в клинике
Срок приема в клинике

Прием в медицинском учреждении
запись к врачу по телефону
запись к врачу по телефону
Срок приема в клинике
Срок приема в клинике



Прием в медицинском учреждении
входит в сеть страхования в Германии
и имеет право на прием.
Документы на руки!



中国語版

□シニア語版

説明会の開催の効果及び課題

- 効果
 - ・残留邦人等が日頃から抱えている問題の解決の一助になつている
 - ・市として残留邦人等の生活上の課題を把握できる
 - ⇒今年度（平成25年度）は、7月に給付水準見直しで開催予定

- 課題
 - ・参加者の固定化
 - ・テーマ設定

平成24年度中国残留邦人等高齢帰国者向け日本語教室事業の概要

平成25年5月20日

秋田県

1 日本語教室

【開催日時】 毎月第1、第2、第3火曜日 9:30～11:30

【開催場所】 秋田市内「茶苑」

【参加延べ人数】 453人 1回当たり 12.6人

(うち中国残留邦人、配偶者 382人 1回当たり 10.6人)

【学習内容】 病院受診時の会話、日常会話等

【特 色】



「茶苑」

事業の委託先団体「J C F サークル同路人」会員が、中国帰国者が集える場として借りている。

現在は、おもに日本語教室の会場として使用しているが、将来は中国帰国者用のディサービスやショートステイも行いたいとしている。



授業の様子

雑談も織り交ぜながら、和気あいあいとした雰囲気で授業は進む。

参加者には、「公共施設での授業と違って気兼ねなく大きな声で話せる」「時間に縛られない」と好評。



食事

授業終了後は、参加者全員で昼食をとりながら会話を楽しむ。

このあと、トランプや麻雀等で時を過ごす。

こうした憩いの時間が、高齢帰国者にとって大きな楽しみとなっている。

2 交流会

【特 色】

- 高齢帰国者の要望を取り入れつつ、日本での生活習慣や文化を学べる内容としている。
- 料理、手芸、工作、旅行の企画などそれぞれ得意分野を持つスタッフがおり、様々な体験ができている。

【実施状況】

単位：人

実施月日	内 容	参加人数 () 内中国 残留邦人、 配偶者
4月 29日 (日)	《料理教室と裂き織り》 古着を利用して裂き織りを作成。サンドイッチを作る。	18 (14)
5月 26日 (土)	《パソコン学習と料理教室》 インターネット利用法の学習。焼きそばとサラダを作る。	16 (14)
6月 24日 (日)	《移動交流会（鳥海山）》 獅子ヶ鼻湿原散策。入浴体験。	20 (16)
9月 30日 (日)	《「遊学舎まつり」参加》 「遊学舎まつり」に出展し、地域の方々と交流。 注)「遊学舎」：秋田県が設置したNPO活動の拠点。NPO等団体への貸事務所のほか、会議室、研修室等の貸出を行っている。 交流会のおもな会場として利用している。	24 (14)
11月 3日 (土)	《田沢湖周辺の散策》 田沢湖散策。入浴体験。	20 (15)
12月 9日 (日)	《クリスマスリースづくり》	19 (15)
12月 23日 (日)	《着物の着付け教室》 浴衣の着付け方法を学ぶ。	21 (15)
1月 20日 (日)	《裂き織り、パソコン勉強会》 4月に織った織物を使って作品作り。パソコン学習。	19 (14)
2月 16日 (土)	《大仙市太田町紙風船あげ参加》 小正月行事「紙風船あげ」に参加。	22 (13)
2月 17日 (日)	《「国際ディフェスティバル in 大仙」参加》 大仙市国際交流協会主催の「国際ディフェスティバル in 大仙」に出展し、地域の方々と交流。	19 (13)
3月 13日 (水)	《防災講習会》 消防署講師による防災講習。	8 (7)
3月 20日 (水)	《中国映画上映会》 中国映画鑑賞と参加者との交流会。	27 (17)

高齢帰国者向け日本語教室事業

(地域で実施する日本語交流事業、日本語教室の開催に必要な経費の支援)

【秋田県作成】

【事業概要】

- 高齢の帰国者が気軽に参加できる日本語教室の開催
- 日本の生活習慣や文化を学ぶ交流会の開催

【支援対象者】

中国残留邦人、配偶者、家族

【事業委託先】

JCFサークル同路人(トシルーレン)

(日本と中国の友好交流を目的として活動している任意団体)

【事業内容】

1 日本語教室

・実施回数 36回／年

・個々のペースやニーズに応じた学習内容とし、楽しみながら参加できる内容としている。

2 交流会

・実施回数 12回／年

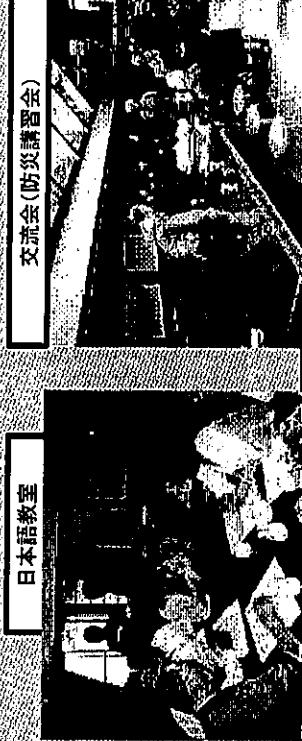
・日本の生活習慣、文化を学べる内容としている。

(日本料理教室、伝統工芸体験、地域イベントへの参加等)

【活動の特徴】

・日本語教室は、授業終了後に食事やゲームを楽しめる機会となるよう工夫している。

・交流会は、豊富なスタッフ(15名)や多くの協力者の支援により様々な体験ができるようにしている。



【事業成果】
高齢の中国帰国者にとって、日本語教室や交流会での帰国者同士や支援者との集いが大きな楽しみとなっている。

【事業実績(平成24年度)】

1回当たりの参加者数

・日本語教室 平均13名
・交流会 平均21名

秋田市及びその周辺市町在住の方を中心とした中国帰国者とその家族が参加している。

【所要経費】

平成24年度 1,255千円
(講師謝礼、帰国者旅費、教材費、会場使用料、等)

地域で実施する日本語交流事業

【神奈川県作成】

【事業概要】

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し、日本語指導の一環として、地域の交流、帰國者同士の交流を図ることにより、帰國者の社会参加の一助とするために実施。



【支援対象者数】 158人

【事業委託先】

・神奈川中国帰國者定住サポートの会

【事業内容】

観桜会、城ヶ島見学、日本の礼法、盆踊り練習会、東京見学、老人ホーム訪問2回、伊東方面バス旅行、日本語発表会

【特徴】

・継続的で体系的な日本語教育を行ううえで、帰國者が楽しんで参加できる交流事業を開催することにより、地域社会との交流を深め、引きこもりを防止する。

【その他】

○利用者からの声

・地域社会において、支援される側から支援する側へと考え方が変わってきた。
○担当者からの声
・帰國者の自発的な意見に応え、地域社会とのつながりをスマーズにおこなえるようサポートしていきたい。

【事業成果】
・きっかけづくりをすることで、帰國者からより発展した意見・アイデアが出るようになつた。

【事業実績】(延べ人数)

・講師員 41人、相談員 25人
・参加者数 348人
・実施(派遣)回数 9回

【所要経費】 443,700円(報償費)、1,331,200円(他、消耗品費など)

中国帰国者定着促進センターの取り組み

(埼玉県所沢市)

I. 6ヶ月研修：永住帰国直後の集中研修

日本社会への定着促進を図ることを目的とする

- 日本語・日本事情の学習
- 定着・職業指導
- 宿泊棟での生活指導

II. 日本語遠隔学習課程（通信教育）

全国どこでも いつからでも始められる帰国者のニーズに対応した学習

- ・通信教育学習をサポートするスクーリング・システム
- ・全国のスクーリング講師のための研修会の開催

III. 介護情報提供：新規事業

自治体が行う帰国者の介護に関する研修会のための 情報・資料の収集・開発と提供

I. 6ヶ月研修

- (1) 受入 年2回
- (2) 時間 月曜日～金曜日：半日コース～1日5時間コース
- (3) クラス 年齢、日本語学習歴、母語 等により編成
- (4) 現在の入所者数(92期生)：2世帯 3名

中国帰国者 1世帯 2名

樺太等帰国者 1世帯 1名

これまでの入所者総数 (1984年～) 約1,800世帯 約6,600名

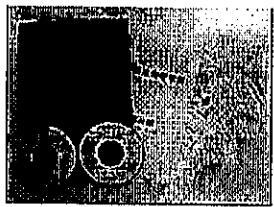
※ 定着地が支援・交流センター通学圏外である場合は、定着地自治体の要請に応じ、所沢が自治体と連携を図り、学習の継続をサポートします。

II. 日本語遠隔学習課程（通信教育）

「遠隔学習課程」は、「中国帰国者定着促進センター」が実施する、帰国者を対象とした日本語の通信教育です。日本のどこにいても、いつからでも学習できる、生活者としての帰国者にあった日本語学習課程です。

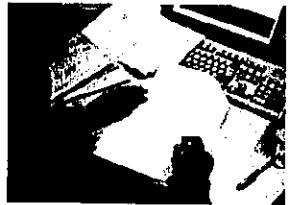
1. 対象者

中国、サハリンからの帰国者とその家族の方が学習できます。日本のどこに住んでいても受講することができます。コースは主に成人者向けの内容ですが、学生等も利用できるコースがあります。



2. 学習方法

受講者はセンターから送られる教材で自学自習を進めますが、受講コースのプログラムに従い、郵便で課題を提出すると、担当講師が添削し返信します。教材は、全てセンターで開発した中国語／ロシア語対訳の自学自習用教材です。帰国者であれば、学費、教材費は無料です。



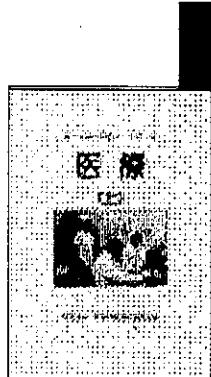
3. 学習内容

コースは、帰国者の多様な日本語学習ニーズに応えるため、現在、中国帰国者向け 24 コース、サハリン帰国者向け 12 コースの計 36 コースがあります。以下はコースのジャンルと主なコースです。

キャリアアップコース	二世三世の就労や資格取得支援につながるコース	就職対応コース／職業訓練校入校準備コース／運転免許コース等
基礎日本語コース	基礎基本語	入門～初級レベルの日本語を体系的に学べるコース
	生活場面日本語	日常生活行動をスムーズに行えるようになるための、来日間もない帰国者のためのコース
	ジャンル別日本語	読解、作文、漢字や漢字語彙、会話など日本語技能のジャンル別のコース
高齢者向けコース	高齢帰国者が関心を持ち学習しやすいテーマを取り上げ、成果を焦らず楽しみながらゆっくりと学べるコース	ピンイン学習コース／ゆっくり漢字コース等

※コースの詳細と応募方法については、「募集要項」をご覧ください。

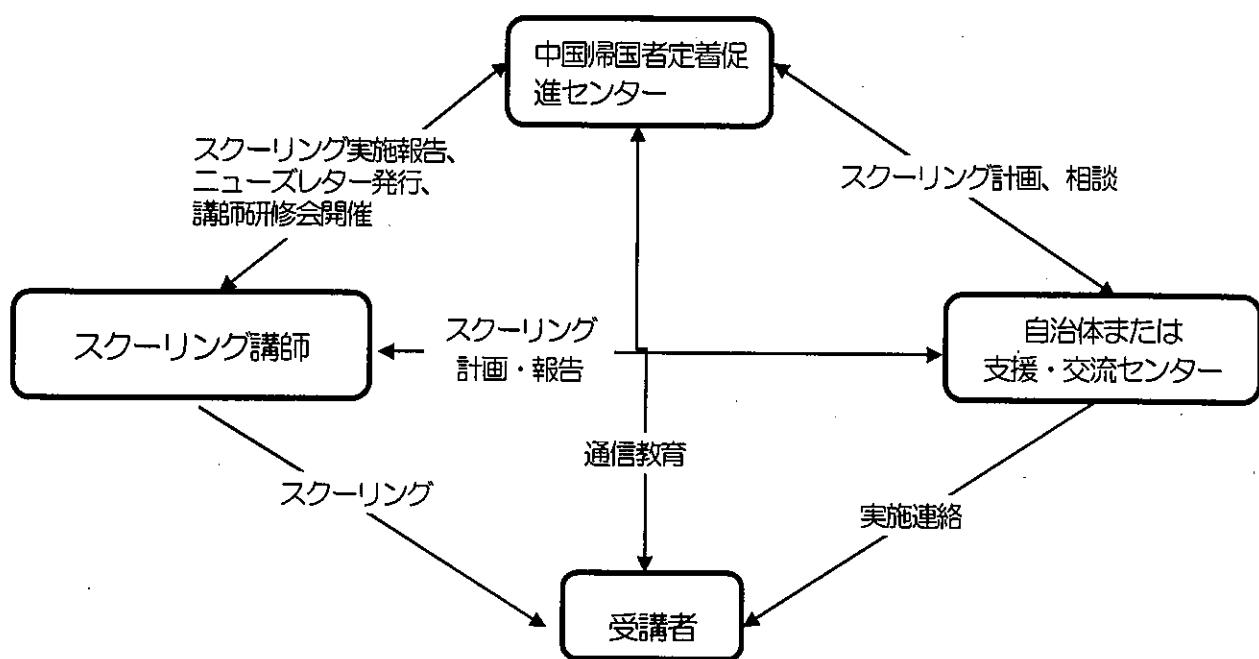
〈教材例〉



4. 「遠隔学習課程」のスクーリング（対面指導）

受講者の居住地の中国帰国者支援・交流センターや地方自治体で、日本語講師による対面指導を受けられる「スクーリング」制度があります（地域によって実施状況、条件は異なります）。当センターでは、このスクーリングがスムーズに行われるよう、全国の各自治体やスクーリング講師に対し情報提供や相談、運営、講師研修等のサポートを行い、全国の支援者ネットワークづくりを行っています。

[遠隔学習支援ネットワーク]



[スクーリング風景]



[スクーリング講師研修会]

※「遠隔学習課程」のお問い合わせや「募集要項」をご希望の場合は、以下にご連絡ください。



✉ <お問い合わせ先> ✉



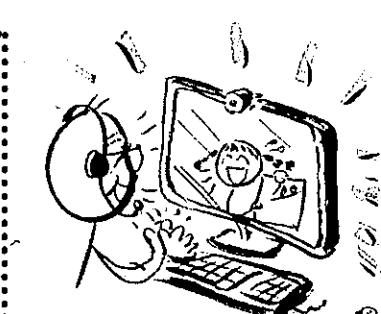
中国帰国者定着促進センター 遠隔学習課程係

〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-4-2

電話 : 04-2993-1662 FAX : 04-2991-1689

E-mail : kyohmu-2@kikokusha-center.or.jp

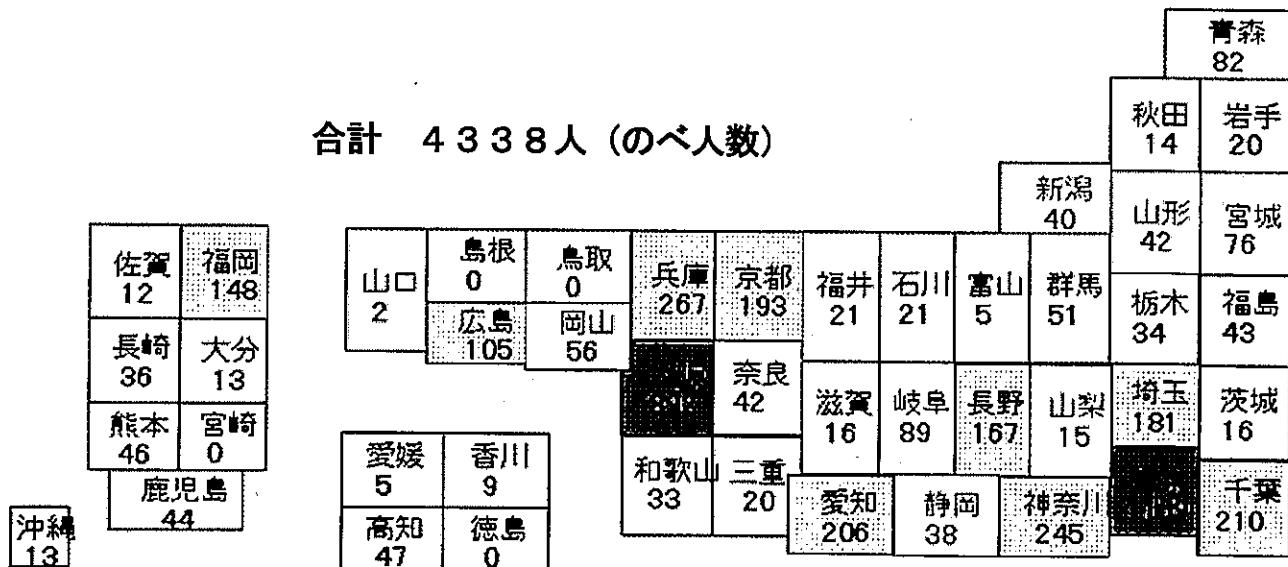
HP : <http://www.kikokusha-center.or.jp/>



※一部のコースにSkypeを利用したプログラムもあります。

平成24年度 都道府県別「遠隔学習課程」受講者 の状況

合計 4338人 (のべ人数)



受講者の声 から

千葉県松戸市 1世配偶者 68才 漢字ゆっくりコース (日本に来て日本語) 学校に通ったことはありません。日本に来てすぐ仕事見つけて、(職場でも)会話はせず、ひたすら仕事をしました。何年間か仕事を続けましたが、疲労がたまり腰を痛めました。入院して手術をしました。 3年間の勉強を通してたくさん字が書けるようになりました。私にとって一番の収穫でした。	兵庫県西宮市 1世 70才 日本語文法文型コース 自分のことはよくわかってます。もう70歳なので、外国語(母国語でも)を勉強するのはとても困難です。私の勉強方法は広く、浅く学ぶことです。例えば種を広くまけば少なくとも必ず収穫はあります。最初は点でもつながれば線になります。勉強し続ければ成果があります。線を面に拡大するため努力します。
青森県青森市 1世本人 65才 交通コース 中国で小学校しか行っていないので、こんなにたくさんの漢字を勉強したことがありません。50年経ってまた小学生になって、再び漢字を勉強することができました。以前は習ったことがない漢字、見たことのない漢字、書いたことのない漢字を(日本で)勉強することができました。これは私の人生で最大の収穫です。 その他の成果は、今年、住んでいる5号棟の棟長になったことです。全棟16世帯の名前を把握し、各種費用の管理を担当しています。	北海道旭川市 1世 70才 漢字/消費生活/日本語文法文型コース センターとの出会いから、もう7年になりました。「遠隔学習課程」を勉強し始め、今日までの勉強のおかげで会話がうまくなりました。病院に行っても、自分の病状はちゃんと説明できるようになりました。日々の進歩で楽しい気分を感じました。 「遠隔学習課程」があるから、毎日寂しくありません。脳を使うとぼけ防止になるし、「遠隔学習課程」は私にとって、本当に「一石二鳥」「心の糧」みたいなものです。

<p>兵庫県神戸市 1世 71才 日本語文法文型コース</p> <p>高齢になり、家で何もすることがないのが一番いやだ。センターは私に再び学習の機会をくれ、先生が指導してくれて、生活が充実した感がある。勉強の中で出てくる問題を解決することが、自分自身に勉強への積極性を与えている。センターが老人を嫌わずに、我々に勉強させてくれ生涯の最後の何年かを過ごさせてくれるなら、感激だ。</p>	<p>高知県高知市 2世配偶者 47才 医療コース</p> <p>私のような2世の帰国者は、仕事をしながら家事もやらなければならないです。日曜日に家事をやりながら、CDを聞いて勉強するのが楽しめます。</p>
<p>兵庫県神戸市 2世 59才 消費生活コース</p> <p>遠隔の勉強を始める前は、日本語の本をまったく読みませんでした。今回の遠隔の勉強によって日本語が好きになりました。まだ上手に読めませんが、時間があるときは読みたくなりました。これが私の収穫です。</p>	<p>長崎県長崎市 2世 54才 近隣交際コース</p> <p>この教材の学習を通して、私個人としては、少しストレスが軽減されたと言えます。商店においても病院においても、他人と多少話ができるようになりました。特に語彙力において成果があったと思います。</p>
<p>和歌山県西牟婁郡 2世 60才 日本語文法文型コース</p> <p>現在の仕事は、温泉の管理です。毎日大勢のお客様を接待します。学習によってお客様と流暢に会話することができ、何よりも必要だった尊敬語と丁寧語を正しく使えるようになりました。このコースは現在の仕事にとても役に立ちました。</p>	<p>富山県富山市 2世配偶者 52才 入門日本語文法文型コース</p> <p>勉強と添削により、自分が普段、日常会話で間違っていたところがわかった。自己より地位が高い人、年上の人、お客様と話すとき、一緒に仕事をしている人との間で話すときに注意すべきところが分かった。</p> <p>センターの日本語学習を通じて、自動車免許証を取った。仕事、勉強、生活すべてに便利だ。今、ヘルパーの仕事をしている。ヘルパーの資格を取るつもりだ。</p>
<p>福島県福島市 1世 68才 近隣交際コース</p> <p>以前は、日本語を読み取ることもできなかつたし、興味もなかつたです。近所の人が回覧板を持ってきても、すぐ妻任せにしました。今は勉強を通して興味を持っています。話すだけではなく、書くことも大事だと認識をしました。</p>	<p>高知県高知市 1世 68才 自己表現作文コース</p> <p>3年間の遠隔学習を通して、自分が書きたかった作文を完成することができました。今は辞書の力を借りて日本の小説を読んでいます。ただ記憶力が弱くなってきて読んだ文章の文型を全部覚えられないです。なので作文を書いた時も中国語のように流暢に書けないです。また助詞を正しく使えなくて、伝えたいことと逆の意味になったことがあります。引き続き勉強します。</p>
<p>奈良県桜井市 1世配偶者 72才 近隣交際コース／読解コース</p> <p>何年間の遠隔の学習によつた日本語のレベルが大いに上がって、特に読解力が高まりました。地方政府からの通知、およびチラシとかの内容はほとんど読めるようになりました。わからない時は辞書を調べます。</p>	

<p>静岡県沼津市 2世配偶者 62才 近隣交際コース</p> <p>日本語は一朝一夕でわかるものではないので、特に高齢者に限っては、日々の努力の積み重ねで目標が達成できるのです。一つ終わってすぐ次のコースを勉強するのではなく、長い時間をかけて消化、運用ができるようになるのだと思います。そうでないとコースが終了しても、身につかないか忘れるかで、全部が無意味になります。</p>	<p>滋賀県栗東市2世配偶者 53才 自己表現作文コース</p> <p>遠隔学習の参加者は年齢、レベル、健康状況、生活状況などが違うのでそれに応じて対応すべきだと思います。ほとんどの人が言葉も通じないところで、新しい環境に慣れようとしています。精神的なストレスや挫折もあったと思います。</p> <p>知識の指導だけではなく精神面での支援も必要だと思います。先生の励ましの言葉や、優しい態度で、みんなは緊張感が緩み、落ち着き、前向きに頑張れるようになります。センターの先生は特殊な人達を相手にしており、精神的に弱った人を治してくれる役割もしてくれています。</p>
---	--

スクーリング受講の感想

- ・ スクーリングを通して理解しにくいところは直接先生に聞くことができたので収穫が大きかったです。
- ・ 学習内容の理解と会話力に役に立ちました。そして日本人と直接交流するいい機会になりました。もし交流の機会や、習ったことを実際に使える場所を提供してくださったら、より理解が深まり、記憶の役にも立ちます。
- ・ 直接日本語で会話できるので、とてもいいです。会話力を高めるのと同時に間違ったところを先生がすぐ直してくれます。ですから、印象に残って記憶が深まります。
- ・ 毎月スクーリングの先生との授業を大事にしてました。勉強する際に困ったところを先生は、よく教えてくださいました。私の実際の能力と教材の内容に合わせて、授業内容を準備してくださいました。私の学習上の問題を適切に解決してくださり、繰り返しの会話を通して日本語力を高めてくれました。

III. 介護情報提供 (新規事業)

各自治体が、高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう研修会等を計画する際に、その計画や実施に役立つ情報や教材（研修会用資料）を収集・開発し提供します。

- 各自治体で行われる介護関係研修会等に対して、その内容や 実施方法等 についての情報を提供する（相談機能）
- 研修会等で使用する、①帰国者を支援する者、②介護サービスを提供する者向けの教材（研修会用資料）を開発する
- 過去に開催された研修会情報や、研修講師等の人材情報などを収集し、各自治体からの求めに応じて提供する

★現在準備作業中……情報提供開始は26年より(予定)

① 帰国者を支援する側 ※ を対象とする研修会：

※自立支援通訳、支援・相談員等

《主な研修ニーズ》

- ・介護保険制度のしくみやサービス利用の流れ、介護に関する用語について理解し、帰国者にそれらをわかりやすく説明できるようにする
- ・介護の現場で生じる様々な事例とその解決例等について知り、帰国者からの相談を受けるときや 介護の現場で通訳を依頼されたときに 適切に対応するための一助とする

②介護サービスを提供する側 ※ を対象とする研修会：

※事業運営担当者、ホームヘルパー、ケアマネージャー等

《主な研修ニーズ》

- ・帰国者が中国残留を余儀なくされた事情や、言葉の問題を含めた高齢者の日本での適応の困難さについて理解する
- ・国／自治体による帰国者を対象とした支援施策について知る
- ・帰国者（中国文化の背景を持った人々）の生活習慣や考え方（日中の違い）について、また、介護の現場で起こりがちな問題や、その解決例等について 知る

2013/05/20

I. 通学圏内の帰国者を対象に

[日本語学習支援事業等]

①通学課程・交流事業

- ・高齢者：孤立化防止／健康増進・介護予防／日本語等の生涯学習や生きがいづくり

- ・壮年者：自立やキャリアアップをめざす各種日本語・パソコンコース

※4月現在の在籍者実数479名（1世72.8%、2世27.2%）



②遠隔学習課程の「スクーリング」の実施（※都内在住者対象）

- ・自学を支える月1回の対面指導（※24年度の実施回数208回 参加延べ人数：515名）

③自立研修事業

- ・「日本語教室（12ヶ月研修）」と「再研修教室」等

コース名	対象	学習頻度	募集
自研日本語教室 (12ヶ月研修)	定着促進センター修了直後の者をはじめ国費帰国者優先	平日週5回	年2回
再研修教室	自研日本語教室を修了した、帰国5年以内の高齢帰国者	週1回	年2回

II. 全国の帰国者・支援者を対象に

[情報提供事業／普及啓発事業]

①帰国者向け情報誌「天天好日（日中対訳）」の発行、送付（年4回）

- ・内容は時事、進学進路、日本語学習、健康管理や料理、各種社会制度等、日本生活に役立つ知識・情報
- ・送付先：約7200件（帰国者及び家族約6,400件、自治体・支援者向け800件）

※送付希望→隨時受付

②中国帰国者のための健診結果ガイド（H24年5月発行）

- ・病気の早期発見の大切さ、自治体の健診サービス、健診結果の読み取り方、メタボリックシンдро́м等の基本的情報を易しく解説

※当センターHP上でダウンロード可

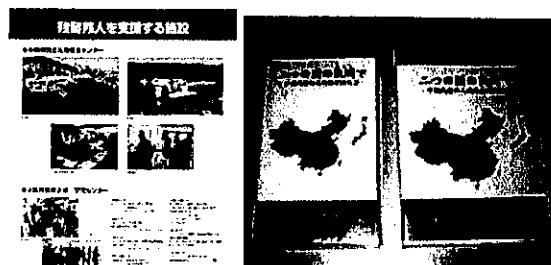
※（帰国者からの）送付希望→隨時受付

③普及啓発

中国残留邦人についての理解を深めていただくため、次の取り組みを実施

- ・自治体や支援団体の要請があれば、帰国者理解に関わる写真パネル、映像などを貸出
- ・「聞き書き集（中国残留邦人等の体験談）第1集から第5集」（当センターHPにて閲覧可、印刷不可）を都道府県、支援団体などに送付

※第2～5集送付希望→隨時受付



III. 関東・甲信越地域の帰国者・支援者を対象に

[地域支援事業／地域生活支援推進事業] (自治体と連携した取り組み例)

1) 講師派遣

①中国帰国者等に対する施策担当者向け初任者研修会 (H24年6月)

- ・プログラムの一部で「中国帰国者の歴史的背景と支援課題」について講演
- ・主催：東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課中国帰国者対策係

②埼玉県支援相談員等研修会 (H25年2月)

- ・プログラムの一部で「帰国者のための介護支援に関する現状と課題について」報告
- ・主催：埼玉県福祉部社会福祉課
- ・協力：同高齢介護課

2) 企画協力・実施協力

「宇都宮市中国帰国者交流会」における介護保険講座 (H25年2月)

- ・目的：帰国者に効果的な介護講座の方法を研究するため、帰国者集住地域をモデル地区として、関係機関の全面協力を得て、介護保険講座プログラムを作成、試行
- ・内容：介護保険制度についてのやさしい解説
- ・主催：宇都宮市生活福祉部生活福祉第1課
- ・協力：同市高齢福祉課

3) 研修会等の開催 (センター主催)

①第3回支援・相談員、自立支援通訳等のための医療通訳研修会 (H24年11月)

- ・目的：広域での経験交流、スキルアップ
- ・内容：講演「相談員としての医療通訳」、事例をめぐるグループ討議、通訳演習
- ・参加者：44名（1都8県）
- ・協力：1都9県/NPO法人多言語社会リソースかながわ

②ボランティア研修会「中国帰国者について知る集い－共生のまちづくりへ」(H24年11月)

- ・目的：新潟市が運営する帰国者のための日本語・交流教室を地元住民に周知して、支援者の拡大を図る
- ・内容：講演「満州開拓と残留孤児」、一人芝居「帰ってきたおばあさん」DVD鑑賞、三つの区の日本語・交流教室の活動紹介
- ・参加者：47名（主催者除く）
- ・共催：新潟市、新潟県

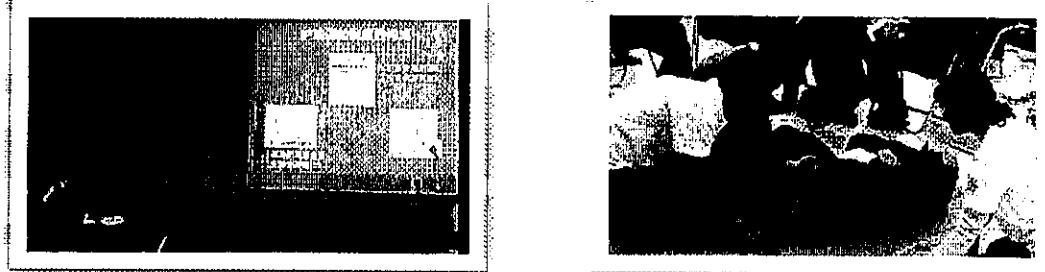
③中国帰国者支援機関連絡会 (H25年2月)

- ・テーマ：中国帰国者の介護支援について
- ・目的：上記のテーマで、国、自治体、当センターの連携協力関係の強化を図る
- ・内容：自治体に対する事前アンケート結果に基づく協議
- ・参加機関：1都7県、6政令市、8中核市、厚生労働省

④中国帰国者と家族のための介護講座 (H25年2月)

- ・目的：帰国者に効果的な介護講座の方法を研究するため、帰国者集住地域をモデル地区として、関係機関の協力の下、介護講座プログラムを試行
- ・参加者：帰国者33名

- ・参観者：10名（地域包括支援センター関係者、ケマネージャー、事業所、支援団体関係者等）
 - ・協力：さいたま市保護課、同介護保険課、同福祉総務課、埼玉県介護福祉士会
 - ・内容：(1)「介護保険って何?」「介護保険サービス、どうすれば利用できるの?」
…介護保険とはなにか、認定申請から利用までの流れ、利用時の留意事項等をパワーポイントのイラスト付き画像や即席的な寸劇を見ながら学ぶ
(2)「家族ができる介助のコツ」
…介護士による起床や着替えの介助等のデモンストレーションを見たり、参加者同士で体験実習したりすることにより、介護サービスや介護士の仕事に対する理解を深める
- ※地域の介護関係者にも講座の参観を呼びかけ、帰国者について知る機会としていた



⑤埼玉県中国帰国者支援研修会(H24年1月26日)

- ・テーマ：中国帰国者の老後の暮らしと介護支援を考える
- ・主催：埼玉県福祉部社会福祉課、当センター
- ・目的：行政担当者、介護関係者やボランティアが集い、帰国者の介護支援にまつわる現状と課題を共有する
県は「関係職員等研修」として、当センターは「ボランティア研修会」として共同開催
- ・参加者：40名（主催者を除く）



中国残留邦人等とその家族の
自立促進、福祉の向上をめざし
様々な事業を実施しています



公益財団法人
中国残留孤児援護基金

〒105-0001 港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル
Tel. 03-3501-1050(代) Fax.03-3501-1026
<http://www.engokikin.or.jp>

公1:中国在留邦人等援助
(養父母及び中国残留邦人等への支援事業)

①養父母に対する扶養費支払事業

②訪中説明会事業

③集団一時帰国事業

①養父母に対する扶養費支払事業

前年度に帰国した孤児の
養父母に対する扶養費を、
日中両国政府間で名簿確認
後に、中国紅十字会総会に
送金しています。



昭和61年度～平成24年度の累計
(対象帰国孤児数)3,093人 (総額)871,238,518円

②訪中説明会事業

中国残留邦人を対象に生
活状況の調査、日本の社会
状況や帰国手続等の説明を行
うため座談会（または個別訪問）を行っています。



昭和60年度～平成24年度の累計
(対象帰国孤児数)909人

③集団一時帰国事業

日本に肉親がない等の理由で訪日できない残留邦人を、援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）しています。



平成2年度～平成24年度の累計
(残存邦人數) 1,194人
(介護者数) 897人

公2:帰国邦人等援助
(永住帰国した中国残留邦人等への定着・自立支援事業)

- ①定着促進センター運営事業
- ②支援・交流センター運営事業
- ③就労援助事業
- ④養父母お見舞い訪中援助事業
- ⑤就学資金貸与事業
- ⑥教材費援助事業
- ⑦介護問題資格取得支援事業
- ⑧支援団体助成事業
- ⑨老後支援事業
- ⑩国籍取得支援事業
- ⑪養父母及び広報事業
- ⑫教材開発及び出版事業

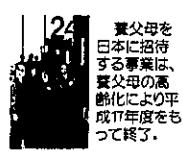
①「中国帰国者定着促進センター」及び
②「中国帰国者支援・交流センター」運営事業

国の委託を受け、定着促進セ
ンター(所沢)と支援・交流セ
ンター(首都圏)を運営しています。



④養父母お見舞い訪中援助事業

永住帰国した孤児が養父母を見
舞うため訪中する「お見舞い
訪中」への援助を行っています。



お見舞い訪中援助(昭和62年度～平成24年度)の累計
(訪中者) 565人 (総額)871,238,518円
養父母訪日援助(昭和59年度～平成17年度)の累計
(招待養父母数)329人 (経費総額)306,000,000円

⑤就学資金貸与事業

中国帰国者と二世三世が大學や専修学校等へ就学するための就学資金の貸与を行っています。



昭和60年度～平成24年度の累計
高 校 382人(平成22年度から中止)
専修学校 156人
大学・短大 289人
日本語教育機関 8人
合 計 835人 (731,202,000円)

⑥教材費援助事業

支援・交流センターや定期セミナー・通信教育の受講生のうち、国が支援対象としない人(呼び寄せ家族等)の教材費を援護基金が全額援助しています。



平成14年度～平成24年度の援助累計	
(援助者数)	13,471人

(援助額)29,547,089円

⑦介護関連資格取得支援事業

中国帰国者一世、二世、三世及びその家族を対象に、介護職員初任者研修、介護福祉士、ケアマネージャー等の介護関連資格取得のための養成講座授業料の一部を援助しています。

平成15年度～平成24年度の累計	
(援助者数)	544人

(援助額)31,308,000円

⑧支援団体助成事業

中国帰国者やその家族を対象に日本語教育や生活相談、福祉の向上を図る援助活動を行っている団体等に対し、その事業を助成しています。



昭和59年度～平成24年度の団体助成額累計	
	243,667,000円

⑨老後支援事業

■介護事業基盤整備援助

高齢帰国者やその配偶者を受け入れる介護事業者の事業立ち上げ時に資金の一助を援助しています。また、帰国者を受け入れることにより運営に負担が生じている事業者に対し支援を行っています。



■要介護支援モデル研究

介護を必要とする高齢帰国者等に対する支援の方法やシステムのモデルを開発するための調査・研究と執行を行っています。また、その成果を関係者と共有するためのセミナーを実施しています。



3

⑩国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残した邦人のうち、身元が判明している人の戸籍訂正等の申請を行う際に、その手続に必要となる弁護士費用等を、日本財團からの助成を受けて援助しています。

平成19年度～平成24年度の累計	
(戸籍訂正件数)	32件
(金額)	10,575,000円

⑪普及啓発及び広報事業

中国残留邦人問題について、様々な機会をとらえて普及啓発活動を行っています。

機関紙「援護基金」を年2～3号発行し、中国帰国者、関係機関、団体、寄附者にお送りしています。



⑫教材等開発及び出版事業

帰国者向けの日本語学習教材や、中国残留邦人等について、広く一般の理解を深めるための出版物の開発、出版を行っています。



また、これらの出版物を必要とする人が容易に入手できるように、広報、販売にも努めています。

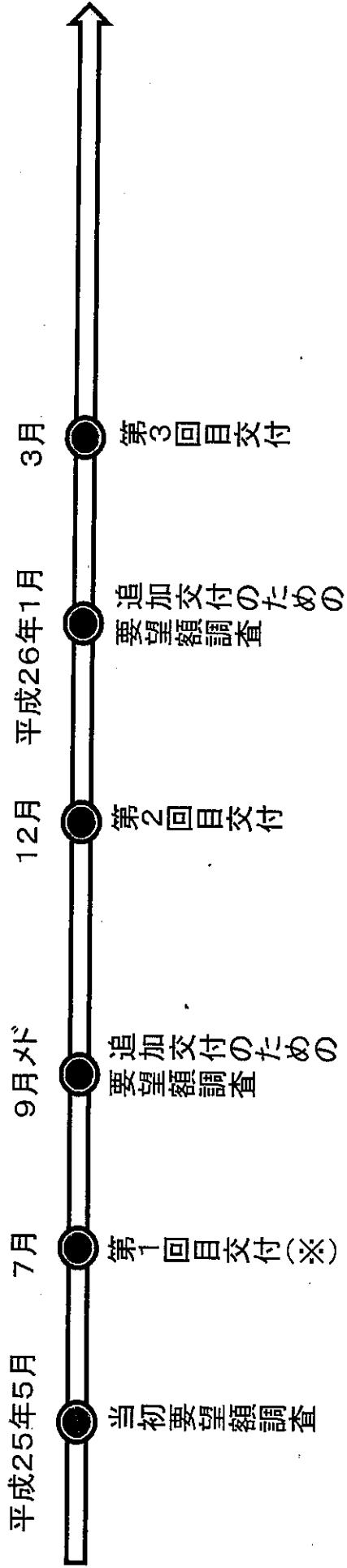
都道府県名 市 名	熊 本 県
(質 疑)・支援給付受給者の自宅敷地の崩落に対する対応について 支援給付受給者の自宅敷地の崩落に対する改修費用について、自立更生に必要として社会福祉協議会の生活福祉資金の借用を認め収入認定除外し、なおかつ償還分を必要経費として年金収入から控除することができるか。 ※実施要領第7-3-(3)-エ及び(4)-エ	
(支援給付関係法令通知集 P.271 及び P.273)	
(趣 旨) ・持ち家保有を容認している支援給付受給者について、自宅が崖上にあり、自宅敷地の一部が崩落しており、改修を要望されている。 ・崖下には他人所有の倉庫があり、人は住んでいないが、大雨時には土砂が流入したこともある。(災害関係の改修費の対象外) ・敷地の崩落がすすめば、家屋の基礎等にも影響するおそれがあり、地域社会で安心して、また近隣住民に迷惑をかけず住み続けるためには、改修も必要と思われる。	
(回 答) 「自宅敷地の崩落」が住居としての機能にどのような障害をもたらしているのか、改修費用がどの程度のものかなどに対して、実施機関が個別具体的な判断の上、自立更生のための用途に供される貸付資金として適正であると認めるのであれば、生活福祉資金の借用を認め、所要の額を収入認定除外し、その償還分を必要経費として年金収入等から控除する規定の適用は可能であると考えられる。 しかしながら、将来の費用負担や安全・安心に住むためのことを考慮し、転居等を含めた総合的な検討がなされることが前提になると推察される。	

都道府県名	札幌市
市 名	
(質 疑)	
<p>中国残留邦人等支援給付制度については、本年度、生活保護法の生活扶助基準が見直されるため、給付基準の改定が予定されている。この改定に伴い、説明資料など、厚生労働省側で作成する予定があるかどうか伺いたい。</p>	
(趣 旨)	
<p>大幅な改定は支援給付制度移行後初めてであり、基準改定により中国残留邦人等は不安を感じており、帰国から現在に至るまでのこれまでの各種支援の経緯も考えると、より丁寧な説明や対応が必要である。</p>	
<p>また、説明するにあたり、都道府県や市町村で説明の内容や時期に差異が生じるのは避けなければならない。</p>	
<p>したがって、全国で統一した資料やスケジュール等に基づいて、中国残留邦人等に説明すべきであると考えている。</p>	
<p>本市では、中国残留邦人等を対象とした説明会等の開催も検討していることから、厚生労働省の現時点での検討状況と今後のスケジュールをご教示して頂くとともに、訳文も含めた資料や事務スケジュールの作成について、ぜひ検討をお願いしたい。</p>	
(回 答)	
<p>5月16日に「生活保護法による保護の基準」告示一部改正があり、今後、「生活保護法による保護の実施要領について」などの各通知等も改正予定である。</p>	
<p>よって、勤労控除制度の見直しに伴う収入認定の「控除額」見直し検討結果については、それら通知の発出後にお示しできる予定であるが、大多数の支援給付受給者は前出の告示により影響額が算出できるので、例えば年金収入のみの方には、6月から7月までに十分準備をして説明することが可能と考える。</p>	
<p>今回の生活扶助基準の見直しに伴い、生活支援給付の額が改訂されることについて、受給者である中国残留邦人やその配偶者に対して、見直しによる影響額等について懇切丁寧に説明することが必要である。</p>	
<p>それ以外の8月における改正事項において、勤労控除制度の見直しに伴う収入認定の「控除額」見直しについては現在検討中であるが、その他給付や運用上の取扱い等を変更することは考えていない。</p>	
<p>これらのことについて、会議資料にある参考例「支援給付を受けている皆様へ・平成25年8月から支援給付の額が見直されます（日・中文）」を活用し、毎年6月に行っている収入申告等の把握のための家庭訪問の機会などに説明願いたい。</p>	

都道府県名	神戸市
市名	
(質疑)	
1. 「支援・相談員の通訳、自立指導業務における自立支援通訳等派遣事業（地域生活支援事業）の活用について」において、自立支援通訳及び自立指導員の報償費単価を1日9,360円に設定しているが、この設定金額の根拠を示されたい。	
2. 活動推進費は、年額28,800円を、自立指導員に支給されているが、これを自立支援通訳にも適用できないか検討されたい。	
3. 本人確認証の有効期間を、現在、最大2年としているが、これを5年とすることができないか。	
(趣旨)	
1・2. 本市においては、医療・介護関係の通訳業務が年々増加しており、専門知識を必要とするなど、業務が高度化する傾向にある。 また、派遣回数増加に伴い、電話連絡に必要な通信費や連絡回数の増加も負担になっている。 そこで、本市として、自立支援通訳の報償費単価の増額を検討しているが、その際の判断材料とさせていただきたいと考えているため。	
3. ケースワーカーが年に1回は、必ず世帯を訪問し、支援・相談員が隨時、支援対象者と連絡をとる中で、状況確認が出来ている。そのため、本人確認証の有効期間を延長しても、業務に支障はないと考える。	
(回答)	
1. 平成20年度より、自立支援通訳・自立指導員は補助事業として、各自治体の規定に基づき報償等の単価を設定することが可能となっている。 平成21年度より支援・相談員が自立支援通訳・自立指導員等を兼ねることが出来るようになったが、これまでそれぞれの業務を行った場合はそれぞれの単価に基づいて支払われていた。 平成25年度より、自立支援通訳・自立指導員の業務の内容の重要性、支援・相談員との均衡を考慮し、国では交付基準の単価を <u>支援・相談員の単価である9,360円に引き上げた</u> 。	
今般、参考単価の見直しにより同一の単価とするのは、今後の中国残留邦人等の高齢化による介護及び医療に関する通訳派遣の増加が見込まれる中、委託事業である支援・相談員に通訳業務が集中することがないよう、補助事業である自立支援通訳を積極的に活用することで、両制度の均衡を考慮して行うものである。	
2. 現状では、自立支援通訳には活動推進費を支給できないが、自立支援通訳の業務内容の重要性や自立指導員との均衡を考慮し、活動推進費の支給について、実施要領等の改正を含め検討ていきたい。	
3. 「本人確認証」は2年ごとの発行を原則としているが、支援給付制度創設当時の他制度（医療保険等）における取扱いなどを参考にして定められており、特に現在においても早急に変更する必要性があるとは認識していない。 そもそも「本人確認証」は、支援給付が支給決定されている者であることを指定医療機関等において確認するためのものであり、現在はその周知も進み適正な取扱いが定着し、概ね円滑に実施されている段階であるので、当該状況を尊重し、ご質問の有効期間の延長は今後の検討課題としたい。	
<以上>	

引揚者等援護事務委託費について

1. 委託費の交付スケジュールについて(予定)



(※)支援・相談員配置経費は、4月～11月分を交付、それ以外の経費は所要額を交付(予定)

2. 平成24年度事務委託費決算報告書について

提出期限は5月末までとなっているので、ご留意願いたい。